

【選挙制度に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院地方行政委員会提出1件、本院議員提出1件の合計2件であり、そのうち衆議院地方行政委員会提出1件を可決した。

また、本特別委員会付託の請願1種類1件は保留となった。

〔法律案の審査〕

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第35号）は、地方選挙の投票率の向上及び選挙管理費用の節減に資するため、同一の地方公共団体の議会の議員及び長のうち一方の任期が他方の任期満了の日前90日以内に満了する場合には、議員の任期満了による一般選挙と長の任期満了による選挙を同時に行うことができる等の改正を行うものである。

委員会においては、衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員長代理より趣旨説明を聴取した後、選挙期日の統一と地方自治との関係等について質疑が行われ、討論の後、多数で可決された。

(2) 委員会経過

○平成9年1月20日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成9年6月13日（金）（第2回）

- 公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第35号）（衆議院提出）について提出者衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員長代理柳本卓治君から趣旨説明を聴き、同君、白川自治大臣、政府委員、法務省及び警察庁当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（衆第35号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、二院、さき、太陽
反対会派 共産

○平成9年6月18日（水）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第1121号を審査した。

- 特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 公職選挙法の一部を改正する法律案（参第7号）の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第35号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙の期日の特例
 - (1) 同一の地方公共団体の議会の議員及び長のうち、一方の任期が他方の任期満了の日前90日以内に満了する場合には、議員の任期満了による一般選挙と長の任期満了による選挙を同時に行うことができるものとする。
 - (2) (1)による選挙は、後に任期満了となるものの任期満了の日前50日に当たる日又は先に任期満了となるものの任期満了の日前30日に当たる日のいずれか遅い日から、先に任期満了となるものの任期満了の日後50日に当たる日又は後に任期満了となるものの任期満了の日のいずれか早い日までの間に行うものとする。
 - (3) 都道府県の選挙管理委員会又は市町村の選挙管理委員会は、(1)により選挙を行おうとする場合には、先に任期満了となるものの任期満了の日前60日までにその旨を告示しなければならないものとする。
- 2 後援団体に関する寄附等の禁止期間の特例

1の(3)による告示がなされた場合においては、後援団体に関する寄附等の禁止期間は、任期満了の日前90日に当たる日又はその告示がなされた日のいずれか早い日から選挙の期日までの間とするものとする。
- 3 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

(4) 付託議案審議表

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
7	公職選挙法の一部を改正する法律案	平井 卓志君 外5名 (9.6.3)	9.6.6		9.6.17	継続審査				

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
35	公職選挙法の一部を改正する法律案	公職選挙法改正に関する調査特別委員長 中馬 弘毅君 (9.6.3)	9.6.4	9.6.5	9.6.9	9.6.13 可決	9.6.16 可決			9.6.5 可決